

# 第5章

## まちづくりの実現に向けて

---

5-1. 計画を推進するための方策

5-2. 計画の進行管理と見直し



## 5-1. 計画を推進するための方策

### (1) 都市計画などの制度の活用

- ▶ まちづくりの目標と方針に基づき、地域地区、立地適正化計画などの規制・誘導制度の活用や道路などの都市施設の整備を実施するため、必要な都市計画の決定または変更を行います。
- ▶ 地域固有のルールを定めることができるよう町民提案によるまちづくりの支援や環境整備に取り組みます。

### (2) 補助制度や民間活力の活用

- ▶ 都市基盤や施設などの整備に際しては、国や県などの補助制度の積極的な活用のほか、民間企業のノウハウや資本などの活用・導入について検討します。

### (3) 各行政分野の連携によるまちづくり

- ▶ 都市計画マスタープランの実現には、都市計画分野の取り組みにとどまらず、産業、福祉、医療や教育などの多様な行政分野における取り組みが必要となることから、行政内の横断的な連絡・調整体制の強化を図り、総合的なまちづくりを進めます。
- ▶ 国、県や隣接市町との連携を強め、都市機能の補完や地域の活性化に向けた事業連携など、広域的見地からのまちづくりを進めます。

### (4) 新技術を活用したまちづくり

- ▶ 国の提唱する「Society5.0」(超スマート社会)などの動向を見据えながら、ICT・IoT、AI などの新技術の活用も視野に入れた、効率的・効果的なまちづくりを進めます。  
特にまちづくり活動の支援や復興まちづくりの際の基礎情報として、都市計画やまちづくりに関する地理情報システム(GIS)などの各種データのオープン化に取り組みます。

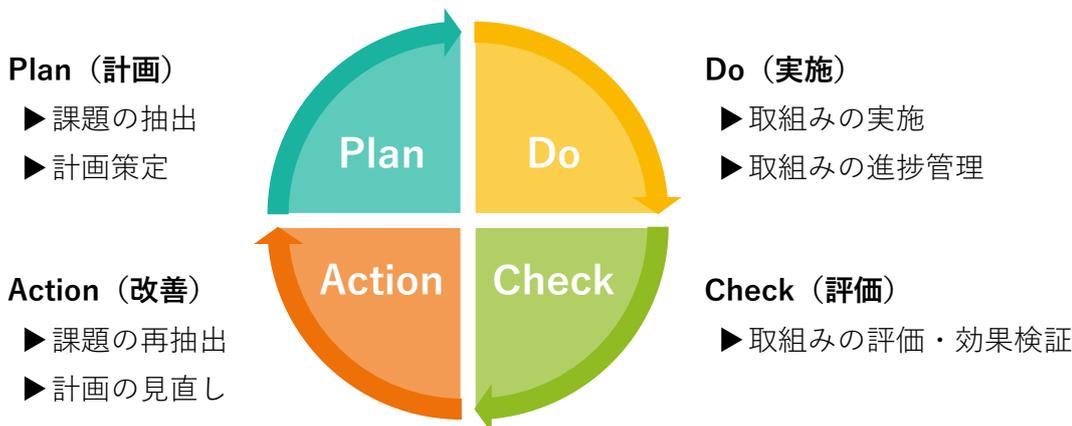


出典：内閣府([https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/))

## 5-2. 計画の進行管理と見直し

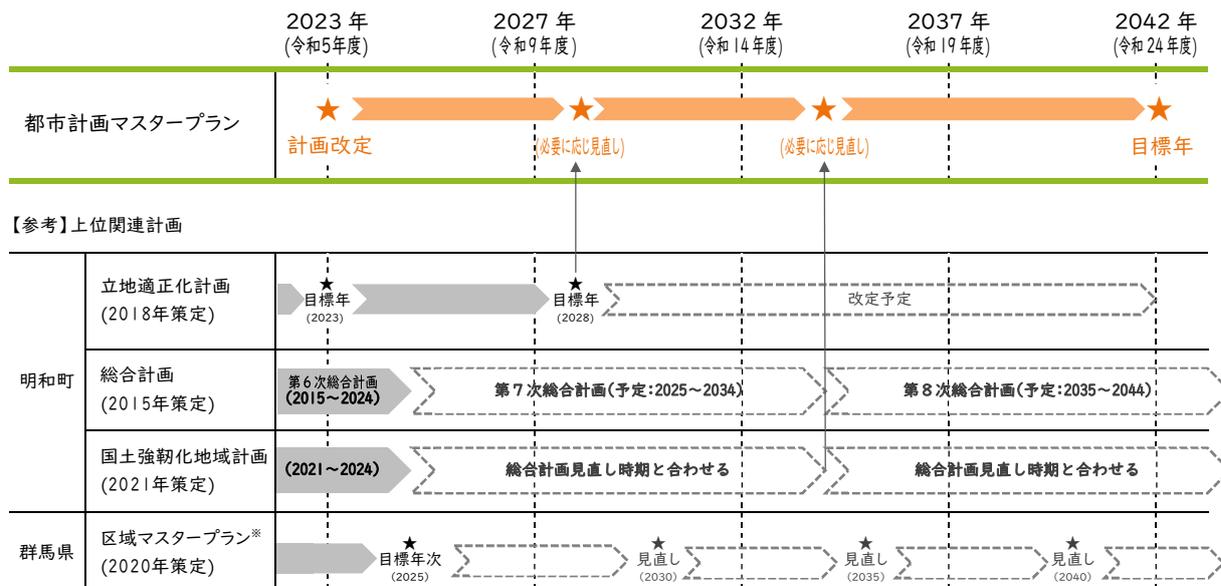
### (1) 計画の進行管理

▶ 本計画については、各種取組みの進捗状況を PDCA サイクルによって管理していきます。



### (2) 計画の見直し

▶ 都市計画マスタープランは、中長期的な展望に立って定めたまちづくりの基本方針であるため、本町が策定する「総合計画」、「国土強靱化地域計画」、群馬県が策定する「都市計画区域マスタープラン」や社会情勢の変化などによって見直しの必要性が生じた場合には、適宜情勢に応じた必要な見直しを行います。



※「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことをいう。